

私は今まで、四つの裁判を支援し、三つの裁判の原告として関わってきた。被告側が一件、原告側が六件である。支援した統一協会に関する裁判には勝訴した。原告の一人として加わった「自衛隊イラク派兵指止訴訟」では、名古屋高裁で「違憲」という言葉を勝ち取った。この二つの裁判では「わが意を得た」。あと三つの信教の自由と人権問題の裁判では、最高裁まで行って「完全敗訴」した。現在、二つの裁判が係争中である。

裁判所は、殺風景で味気ない。原告と被告のせめぎ合いだから、温和であるはずがない。裁判官が高い所に座っている様は、時代劇で見る「白洲」を連想してしまう。最高裁の厳めしさには辟易する。

瀬木比呂志氏が『絶望の裁判所』（講談社現代新書）を著している。衝撃を受けた。一方「そうだろうな」とも思った。瀬木氏は、30年以上、裁判官を務め、大学教授に転身している。裁判所の実態を知り尽くし、荒廃と崩壊を告発している。行政を追認する判決が多く、自由主義的な青法協や裁判官懇話会もつぶされている。国民からは、見え難い特異な集団を形成し、自由が著しく制限されている。瀬木氏は、裁判所が一枚岩の上意下達のヒエラルキーになっている恐怖が根幹にあると指摘している。「はしがき」で、ダンテの神曲の「この門をくぐる者は、一切の希望を捨てよ」という言葉を引用し、書き始めている。下記の言葉は真実であろう。「日本の裁判所は、実は、『裁判所』などではなく、精神的被拘束者、制度の奴隷・囚人たちを収容する『日本列島に点々と散らばったソフトな収容所群島』にすぎないのではないだろうか？その構成員が精神的奴隷に近い境遇にありながら、どうして、人々の権利や自由を守ることができようか？みずからの基本的人権をほとんど剥奪されている者が、どうして、国民、市民の基本的人権を守ることができようか？」また、こうも書いている。「私は、日本の国民、市民は、裁判所が、三権分立に一翼を担って、国会や内閣のあり方を常時監視し、憲法上の問題があればすみやかにただし、また、人々の人権を守り、強者の力を抑制して弱者や社会的なマイノリティーを助けるといふ、司法本来のあるべき力を十分発揮する様を、まだ、本当の意味では、一度としてみたことがないのではないかと考える」。

弱い立場の者は、裁判所が唯一の頼りである。絶望的な思いにさせられたが、司法を国民、市民のものにして欲しいものである。